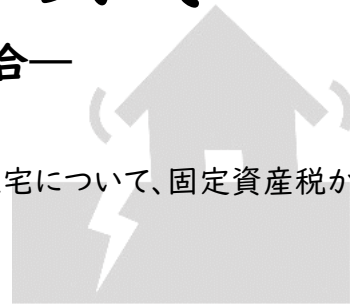


# 固定資産税の減額措置について

## —住宅の耐震改修を実施した場合—

令和 8 年 3 月 31 日までに、一定の耐震改修工事が完了した住宅について、固定資産税が減額になる場合があります。



### 要件

下記の 1～3 のすべての要件を満たす方が対象となります。

1. 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在している住宅であること
2. 耐震改修の工事金額が 50 万円を超えていること
3. 現行の耐震基準に適合している工事であること

### 減額内容

改修工事完了後の翌年度のみ、該当住宅の床面積 120 m<sup>2</sup>までについて、税額が 2 分の 1 になります。

※減額は 1 年間のみとなります。

※改修後、認定長期優良住宅の認定を受けたものについては、税額が 3 分の 1 になります。

※他の減額制度との併用はできません。

### 手続き

改修工事完了後 3 か月以内に下記の書類をご提出ください。

1. 耐震基準適合住宅固定資産税減額申告書
2. 領収書及び明細書(具体的に工事箇所と金額がわかるもの)
3. 改修前後の工事箇所の写真
4. 増改築等工事証明書または住宅性能評価書
5. 認定を受けている場合は長期優良住宅の認定通知書の写し

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

小川町役場 税務課資産税担当

TEL 0493-72-1221 (内線 128、129、130)